

## 第30回

# 大網白里市農業委員会総会議事録

令和3年10月7日（木）

農村環境改善センター 農事研修室

## 第30回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年10月7日（木）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 布施和彦

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内山 充 弘
3番	中 村 和 敏	4番	積 田 敏 春
5番	川 嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎 澤 正 治	8番	板 倉 小百合
9番	内 海 亮 一	10番	梅 原 英 男
11番	若 菜 義 人	12番	志 賀 典 夫
13番	齋 藤 重 幸	14番	布 施 和 彦 (会長)
15番	鵜 澤 英 夫 (職務代理者)	16番	今 関 喜 明
17番	蔭 山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(整理番号1～2)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(整理番号1～4)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
(利用権設定)

第6 議案第4号 農用地利用配分計画案の作成について  
(農地中間管理事業)

第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(整理番号1)

第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(整理番号1)

第9 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について  
(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	大塚好	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	小田切基樹

## ◎開会

○議長 ただいまから、第30回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時00分)

---

## ◎議事録署名委員の指名

○議長 次に、日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

今関喜明委員、蔭山秀男委員の両名にお願いをいたします。

---

## ◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

---

## ◎議案第1号（整理番号1～2）

○議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から2の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。整理番号1。申請地は、金谷郷字道坂の地目、田が2筆、合計面積2,151平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は自宅から近く耕作しやすいため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから5ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、南横川字根木前及び字北西の地目、畑が2筆、合計面積1,029.05平方メートルを売買により、所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、図面②に1－2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の6ページから11ページとなります。

以上、整理番号1から2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていないと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、若菜義人委員、よろしくお願いいいたします。

○若菜委員 それでは、議案第1号、整理番号1、農地法第3条の規定による許可申請について調査報告を申し上げます。

概要については、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

調査は9月30日、義務者の方、10月1日に権利者の方から、本件の聞き取り調査を行いました。なお、義務者の方は遠方であることから、電話で聞き取りにより確認をさせていただきました。権利者の方は市内に住んでおりますので、申請内容及び現地調査も確認させてもらいました。

まず、義務者のほうの話によると、出身はこの申請地区であるけれども、高校卒業後、全国展開をしている会社に就職したので、全国を転勤、異動を繰り返し、そして現在地の場所に居を構えている方とのことでした。

地元には少しの田畠がありますけれども、維持管理ができないので、いずれ処分をしなければと考えていたとのことでした。申請箇所は特に依頼したわけではありませんけれども、権利者の方が草刈り等の維持管理をしてくれ、大変感謝をしているとのことでした。権利者とは遠い親戚でもあり、権利者宅に隣接していることでもあり、2年ほど前にお墓参りに訪れた機に、この申請の話を伺い、今回、権利者の方が了解してくれたので、今回の申請に至ったものということで、内容については間違いがないとのことでした。

一方、権利者の話によれば、義務者の方から話があり、いろいろと考えた結果、自宅の裏側でありますので、今後、耕作を行えばよいとのことで、承諾をしたとのことでした。

権利者、義務者の双方とも全く問題はありませんでした。現地は、権利者宅の裏側にあり、

裏山との間ですけれども、排水の便はいい、2枚の申請場所ですけれども、5枚の農地の水田になっておりました。水田はきれいに維持管理されておりました。権利者は現在、水田耕作を他の人に委託作業をお願いしているとのことでしたが、水の管理や草刈り等の作業は自分で行っているとのことでした。

以上のような調査結果でした。委員の皆さんのお審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、今関喜明委員、よろしくお願ひいたします。

○今関委員 それでは、整理番号2の調査を報告いたします。

2日の日に権利者と現地でお話を伺ってまいりました。義務者は遠方のため、電話での対応とさせていただきました。

詳細資料の6ページから11ページに出ておりますが、この土地は、権利者と義務者が雑種地を挟んで隣接している土地でございまして、前から権利者が、義務者が管理できないために、管理しておったところでございます。もう年も取ってきて、何とか売買でお話ができるでしようかということで、今回のこの3条の申請になったとのことでございます。何ら問題はないと思いますが、慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は許可することに決定されました。

次に、議案第1号、整理番号2について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は許可することに決定されました。

---

◎議案第2号（整理番号1～4）

○議長 次に、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第2号、整理番号1から2の案件は、権利者が同一人で、かつ同一事業であり、その次の整理番号3も権利者が同一人で、工事期間における資材置場兼作業用地としての一時転用で、関連がありますことから、一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議ないとのことですので、事務局から議案第2号、整理番号1から4について説明をお願いいたします。

○事務局 議案の説明に入ります前に、詳細資料18－2ページを追加で、委員の皆様のお手元にお配りしておりますので、ご確認のほどお願いいたします。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

整理番号1の申請地は、永田字天神越の地目、畠が1筆、面積330平方メートル、整理番号2の申請地は、永田字天神越の地目、畠が1筆の面積396平方メートル、整理番号1と2を合わせた合計面積726平方メートルをそれぞれ地上権設定し、天然ガス生産井用地に転用しようとするものでございます。

議案書の3ページをご覧ください。

整理番号3の申請地は、永田字天神越の地目、畠が1筆の面積945平方メートルを賃借権設定し、生産井掘削工事に伴う資材置場兼作業用地に一時転用しようとするものでございます。なお、工期期間は令和5年12月29日までの予定であり、一時転用事業の完了後は、農地に復元する誓約書が添付されております。

案件の位置につきましては、図面③に2－1から2－3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の13ページから26ページになります。

事業を行う理由につきましては、天然ガスの安定した供給をするため、茂原市北部の区域内に、ガス採掘の生産井を掘削するための恒久転用及び工事期間における資材置場兼作業用

地としての一時転用を計画したことです。

最初に転用の許可基準となります立地基準でございます。整理番号1から3の農地の区分は、農振農用地区域外の第2種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。申請目的実現の確実性についてですが、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う計画であることから、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、整理番号1と2の申請地は、計画地盤高より低い部分に山砂を搬入後、敷ならしを行い、工事期間中は重機及び車両進入の部分に鉄板を敷く計画となっております。整理番号3の申請地は、土木シートを敷設し、盛土を行い、その上に鉄板を敷き、資材置場及び作業用地とする計画となっております。

また、工事期間中は、計画地より地盤の低い境界線に沿って、H鋼土留めを設置し、集水路及び浸透ますを設け、雨水、土砂等の流出を防ぐ計画となっております。排水につきましては、砂利敷のため、自然浸透する計画となっております。これらのことから、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、大網白里市景観計画区域内行為届出書等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

次に、整理番号4。申請地は、大網字笹塚の地目、田が1筆、面積1,021平方メートルを所有権移転し、長屋住宅用地に転用しようとするものでございます。

案件の位置につきましては、図面の②に2-4と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の27ページから35ページになります。

建築物の概要是、長屋住宅が1棟で、木造2階建て、建築面積は239.14平方メートルでございます。

事業を行う理由につきましては、申請地周辺は水田であるものの、住宅街の近くであり、居住環境がよいため、農地転用許可を得て、長屋住宅を建築するために計画したとことです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。申請地は農振農用地区域外の第3種農地に該当すると考えられます。

次に、一般的基準でございます。まず、申請目的実現の確実性についてですが、資金計画

につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金、生命保険を解約することによる返戻金及び金融機関の借入金により賄う計画であり、金融機関が発行する残高証明書等が添付されており、実現性に支障はないと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてですが、造成計画は碎石及び山砂により整地を行い、周囲にフェンスを設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

排水につきましては、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、南側の排水路に放流する計画となっております。雨水は敷地内の側溝を経由し、南側の排水路に放流する計画となっております。なお、排水を放流するに当たり、当該土地改良区の排水同意書が添付されております。これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、都市計画法の開発行為許可申請等必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、関連して、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1から3の案件について、一括して、積田敏春委員、よろしくお願ひいたします。

○積田委員 議案第2号、整理番号1から3について一括して調査報告申し上げます。

整理番号1から3の権利者は同一人です。詳細は事務局説明のとおりです。

9月30日に現地確認しました。現地は山間部でイノシシが出ることから、不耕作地の多い場所です。整理番号1と2はガス井戸用地、3は一時転用の作業用地です。

10月2日に整理番号1から3の義務者から聴取しました。

整理番号1の義務者は、母親が家庭菜園などを一定程度で農業はしていないとのことでした。そのため、維持管理に困っており、荒らして近隣に迷惑をかけるようではと、権利者からの申出を応諾し、今回の申請に至ったとのことです。

整理番号2の義務者は市外に在住の方です。もともとは当市の出身で、当市に家もあり、週末は毎週のように来ているとのことです。維持管理も十分にできず困っていたところに本件の話があり、本件申請に至ったとのことです。

整理番号3の義務者は定年退職し、現在はもっぱら農業をしているとのことでした。本件土地に関しては、イノシシが出ることから農産物は作っていませんが、トラクターで維持管理を行っているとのことです。工事が完了し周辺環境がよくなれば、イノシシも出なくなると期待して、工事期間中の作業用地として貸すこととしたとのことです。

10月5日に、内海委員とともに、権利者の工事関係者から現地で聴取いたしました。

権利者は7年ほど前から天然ガス採掘について地元説明会を行っていますが、特段の反対等はなかったようです。耕作地への影響を与えずに採掘できることから、本件申請地が選定されたとのことでした。

ガス井戸用地の周囲はH鋼で土留めし、中には砂利を敷き、土砂や雨水の流出を防止します。天然ガス採掘に伴う水は、パイプラインで生産基地まで送られるため、問題はないと。安全確保のため、周囲にはネットフェンスも設置されます。ガス井戸の隣地では水稻耕作が行われていますが、大規模な建物の建設予定はなく、受電設備と水中ポンプの配電盤程度で、日照への影響は考えられません。また、H鋼での土留めが設置されることから、土砂や雨水の水田への流入の懸念もないものと思われます。

また、作業用地は工事期間中、土木シートを敷き、地盤調整のため山砂を搬入しますが、全体に鉄板を敷いて碎石や資材の混入防止を図ります。そして、工事完了後には全て撤去し、農地に復元するものであり、問題なきものと思われます。

権利者は市外の東証1部上場会社の持ち株会社であり、諸条件に履行に対する懸念はなきものと思われます。

以上につき、問題なき案件とは思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4の案件について、梅原英男委員、よろしくお願ひいたします。

○梅原委員 それでは、議案第2号、整理番号4の調査結果についてご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、去る10月2日土曜日に、蔭山委員さんと一緒に権利者の代理人と現地で立会いの上、その状況を調査してまいりました。

その調査結果でございますけれども、まず、今回の農地につきましては、市街化区域に近く、生活環境が良好なことから、長屋建て2階の共同住宅10世帯分1棟を建設しようとするものでございます。まずは計画されている事業面積につきましては1,021平米でございまし

て、造成につきましては、建物用地及び周辺を盛土し、残りの用地となる駐車場等につきましては、碎石で埋立てをする計画でございました。

なお、開発行為に伴う許認可の関係につきましては、県と協議中とのことで、汚水につきましては小型合併浄化槽を設置し、隣接する施設の南側水路に放流する計画でございました。既に両総土地改良区並びに小中川土地改良区から同意を得ているとの説明でございました。

また、地元の区からは開発同意書を取得済みであり、隣接する地権者に対しましても事業内容を説明し、了解をいただいているとのことでございます。

なお、代理人の説明では、この権利者はアパート経営を幾つか手がけており、さらに事業拡大をする計画でございまして、この物件が3か所目になるそうでございます。

また、義務者につきましては、遠方のため、現地の立会いができませんでしたので、同じく10月2日に電話で確認をいたしましたところ、義務者はもともと地元の方であり、田んぼから遠いことから、前々から土地を手放そうと知り合いの不動産業者にお願いをしていたところ、購入者が現れましたので、譲渡したいとのことでございました。このたび、所有名義移転することに間違いはないので、よろしくお願いしたいとそのようなお話をございました。

以上が今回の調査結果でございます。特に問題点等は確認できませんでしたので、支障はないものと思われますけれども、慎重な審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から4について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1から4について順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1から3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から3は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号、整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号4は原案のとおり決定されました。

よって、議案第2号、整理番号1から4につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

---

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 次に、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第3号の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第3号でございます。本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書5ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明いたします。

利用権の設定を受ける者2人、利用権の設定をする者2人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が1筆で面積1,245平方メートル、畑が1筆で面積1,680平方メートル、田、畑を合わせた合計面積は2,925平方メートルでございます。

続きまして、議案書の6ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、議案書の7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が1件、更新契約が1件でございます。所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1。南今泉地内の田が1筆、面積1,245平方メートル、10年、物納、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。細草地内の畑が1筆、面積4,191平方メートルのうち1,680平方メートル、15年、金納、10アール当たり15万円、新規であります。

以上、整理番号1から2の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、整理番号1につきましては契約が更新の案件のため、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号2の案件について、内山充弘委員、よろしくお願ひいたします。

○内山委員 それでは、議案第3号、整理番号2について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

貸付人には9月30日に自宅へ伺い話を聞き、申請地も見てまいりました。地目畠とあります、施設園芸用地です。500坪の大型ハウスの作付を行っていたが、数年前、経営の主となる方が他界をして、後継者もいなく、貸付人も高齢で管理が大変なため作付者を探していましたところ、地元の推進委員さんなどの紹介で、今回の申請に至ったとのことです。

借受人には同じく9月30日に電話にて調査を行いました。市外在住の専業農業者で、施設園芸を中心に農業経営をされている方で、市内の申請地近くにも施設用地を数年前から借りて栽培を行っているそうです。今回、情報をいただき、申請地も自宅から車で15分程度で、管理もしやすく、規模を拡大したい考えがあったことから、貸付人に相談をし、今回の申請に至ったとのことです。

両者とも、申請には間違いないとのことでした。また、申請地については、すぐに作付が行われる状態でした。問題はないと思いますが、慎重なるご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第3号、整理番号1から2について、一括して採決することに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から2を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から2は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎議案第4号（農地中間管理事業）

○議長 次に、日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画案の作成についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第4号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

議案第4号でございます。本案は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

今回は1件の農用地利用配分計画となります。既に利用集積計画により、農地中間管理機構に借入れされており、今回の借受人に利用配分計画の作成により転貸しようとするものであります。

議案書の10ページをご覧ください。

表の上に、公益社団法人千葉県園芸協会から農地を借り受けて耕作を行う者の氏名、住所及び権利を設定する土地、設定する権利の内容が記載されています。

最後に、議案書の13ページをご覧ください。

耕作を行う者の農業経営の状況等が記載されています。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、議案第4号につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の4者により、農地の貸し借りについて既に確認されているため、農業委員による調査は不要であるという申合せがされておりますので、調査報告は省略させていただきます。

これより議案第4号につきまして質疑に入ります。

希望者はありますか。

（発言する者なし）

○議長 よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第4号、農用地利用配分計画案の作成についてを原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

◎報告第1号～報告第3号

○議長 次に、日程第7、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第8、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第9、報告第3号、農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に係わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の14ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類は調っておりましたので受理しております。

次に、議案書の15ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。内容につきましては、市街化区域内にある地目が農地である届出地を、権利設定または移転に伴い転用しようとするものでございます。

整理番号1は、所有権移転に伴い、車両置場用地にしようとするものでございます。農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。届出書類は調っておりましたので受理しております。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり1件の照会がございました。法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。結果につきましては、整理番号1は現地調査の結果、既に住宅が建てられておりました。さらに、昭和58年以降は宅地課税となっており、平成7年11月2日撮影の航空写真でも同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から報告第1号から第3号まで説明が終了しましたので、質疑のある方は挙手

をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第7から日程第9までの報告事項は終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等があれば、各委員また事務局からお願ひいたします。

事務局、お願いします。

○事務局 事務局から3点連絡事項があります。

初めに、1点目は、来月9日に予定しております第31回農業委員会総会ですが、単独総会から合同総会に変更することになりました。なお、会場は農村環境改善センターで変更はありません。また、開始時間等につきましては、改めて文書でお知らせいたします。

次に、2点目は、令和3年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員研修会ですが、千葉県農業会議より中止との通知がありましたのでお知らせいたします。

次に、3点目は、委員の皆様のお手元に左上をクリップ留めでお配りしております農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・公募についてをご覧ください。まず、1枚目の表は農家組合長宛て、その裏は回覧文書であります。2枚目の表は農業委員会制度、委員及び推進委員の推薦・公募がその裏に続いております。3枚目は推進委員の担当地区となっております。

その次のホチキス留めの資料につきましては、各様式となっております。市長宛てが農業委員、会長宛てが推進委員であり、上から推薦届出書、推薦届出書の記入例、応募書の順に並んでおります。ただいま、来週中に農家組合回覧を発送すべく準備を進めているところであります。推薦、公募の周知については、農家組合回覧のほか、広報紙11月号や市ホームページに掲載を行っていく予定であります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から連絡事項がありましたが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

積田委員。

○積田委員 来月が合同ということで、12月は。

○議長 事務局、どうぞ。

○事務局 ただいまの積田委員からのご質問ですが、12月総会につきましては、予定どおり合同総会で考えております。

以上です。

○議長 そのほかにござりますか。

齊藤委員。

○齊藤委員 すみません、内山委員に質問が。先ほどちょっと勘違いしてしまって、利用集積の畳の単価が1万5,000円だと思っていたのが15万円なので、内山委員の説明がありましたがけれども、イチゴ農家か何かですか。

○議長 内山委員。

○内山委員 先に調査したときに、大型ハウス、県の基準だったということで、坪500円という借賃の基準があって、それによって1反分計算したと思うんですよ。ハウスの中身はこれから作付する予定で、ナスを作るということでした。

○齊藤委員 了解しました。1桁違うなと。

もう一点。

○議長 もう一点、お願いします。

○齊藤委員 農地中間管理機構で、貸し借りが県で許可されるわけですね。権利者、その場合に又貸しをした場合に、又貸しはしてはいけないんですけども、設定期間が結構長いので、している人がちょっといるのが見受けられるんで、どうなのかなと、ご意見を伺いたいと思い聞きます。

○議長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 ただいまの齊藤委員さんからのご質問につきまして、現時点ではちょっと事務局のほうでは把握しておりませんので、また後ほど情報をいただければと思います。

以上です。

○齊藤委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

○齊藤委員 はい。

○議長 そのほかござりますか。

(発言する者なし)

---

○閉 会

○議長 なければ、以上で本日予定していた日程は全て終了ということでおよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 慎重審議、ありがとうございました。

これをもちまして、第30回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時46分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年10月7日

農業委員会長

布施 祐彦

署名委員

萱山 秀男

署名委員

八月七日